

## 市長定例記者会見資料

平成28年4月1日

部 課 名	経済産業部 商工振興課	電 話	22-8223
課 長	磯部 良治	担当者	宮崎・下松

1. 件 名 周南市本社機能移転等促進補助金の創設について

2. 目 的 東京23区を含む市外から本市への（※）本社機能の移転や市内の本社機能の拡充を促進し、雇用の確保と地域経済の活性化を図るため、市独自の補助制度を創設します。

（※）本社機能とは、「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所であり、業種に制約はありませんが、工場や店舗などは対象になりません。

（注）国や県の本社機能移転等に係る優遇制度（オフィス減税、雇用促進税制、地方税の不均一課税）等の認定要件には、本社機能業務を行う施設整備（新增設、賃貸借、用途変更）が必須要件となっておりますが、当該補助制度は、**市内本社機能に従事する従業員の増加数のみを認定要件**としており、国や県の制度からより一層の緩和を図っております。

3. 認定要件 本社機能の移転・拡充に伴い、市内の本社機能の従業員が10名以上（中小企業5名以上）増加する場合。

4. 支援内容 本社機能の拡充・移転に関する事業計画の認定を受けた事業者が行う、下記①～③について、補助金を交付します。

- ①【**雇用奨励補助金**】 本社機能業務に従事する従業員の転勤、新規採用に対して、50万円を補助。さらに東京23区からの転勤者は、20万円を加算します。
- ②【**本社建物等整備奨励補助金**】 本社機能業務を行うための建物の新築、増築した場合の、その投資に係る固定資産税相当額をキャッシュバックします。大企業は固定資産税相当額の1/2を2年間、中小企業は固定資産税相当額を3年間交付します。
- ③【**移転等賃借料奨励補助金**】 本社機能業務を行うため新たに賃借した建物、駐車場の賃料の1/2を最長3年間交付します。

※ 補助金の詳細については、別添チラシを御参照ください。

5. 事業期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日

（ただし、平成30年3月31日までに事業計画の認定申請が必要です。）

# 本社機能の移転・拡充を支援します

## ～周南市本社機能移転等促進補助金のご案内～

### 認定要件

本社機能の移転・拡充に伴い、市内の本社機能の従業員が、**10名以上(中小企業5名以上)増加**する場合

※制度適用期間:平成28年4月1日～平成32年3月31日

◆認定申請書提出期限:平成30年3月31日

本社機能:企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、  
各種業務の統括、情報処理、研究開発、人材育成を行う機能

移 転:東京23区からの本社機能業務の市内への移転

拡 充:市内での本社機能業務の新設又は拡大

### 支援の内容

認定要件に該当した場合、以下の支援を受けることができます。

雇用奨励補助金	本社建物等整備奨励補助金	移転等賃借料奨励補助金
<p>市内の事業所へ転勤又は新規雇用された従業員一人につき、</p> <p><b>50万円</b>を交付。 東京23区からの転勤者は、<b>20万円</b>加算。</p> <p>※1年以上本市へ住所を有すること等、条件あり。</p> <p>限度額: 7千万円</p>	<p>新たに取得した土地、建物、償却資産に係る固定資産税相当額の</p> <p><b>半額を2年間</b> 中小企業は、<b>全額を3年間</b>交付。</p> <p>※設備投資額が2000万円(中小企業は1000万円)以上等、条件あり。</p> <p>限度額: なし</p>	<p>新たに賃借した建物、駐車場等に要した経費の</p> <p><b>半額を最長3年間</b>交付。</p> <p>限度額: 年額150万円</p>

※なお、当制度のほか、国の本社機能移転等に係る優遇制度(オフィス減税、雇用促進税制、地方税の不均一課税)等の対象となる場合がありますので、詳しくは下記までご相談ください。

<お問い合わせ先>

周南市役所 商工振興課 企業活動戦略室

周南市徳山港町1番1号 TEL 0834-22-8223 FAX 0834-22-8357